

BEPS 行動計画 1

電子経済の課税上の課題への対処

～その中国における対応、日本における対応、 日中間取引における注意点～

November 2015



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2015 年 1 月時点で、世界 73 ヶ国に業務を展開し、15,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS行動計画1：電子経済の課税上の課題への対処

行動計画1は、電子商取引では他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動を実施することが可能である点を鑑み、電子商取引に対する直接税・間接税の在り方を検討することを目的としています。

行動計画1については、2014年3月24日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、同年9月16日に最終報告書がその他の6項目と共にBEPS第一次提言として発表されています。

今回はこの行動計画 1 について、解説を行っていきます。

I. 行動計画1における4つの提言

2014年9月16日に発表された行動計画1に係るこの最終報告書においては、電子商取引に対する直接税・間接税の在り方に関して、主に以下の4つの点について提言がなされています。

(1) 恒久的施設（PE）の考え方の見直し（PE概念の見直し）

「PEなければ所得課税なし」という国際税務の原則的なルールがあることに対して、電子商取引等では、国内に物理的拠点（すなわちPE）がなくともサービス提供等が可能であることから、形式的に事業所得課税ができないという問題が生じる。この点について、電子商取引等におけるPEの考え方を見直すことが提言されている。

(2) 企業が収集したデータから生じる価値に着目した課税

企業が顧客・利用者等のデータの大量収集（いわゆるビックデータ等）から経済的利益を得ている場合にも、顧客・利用者等が所在している国において課税ができないという問題が生じる。この点について、企業が収集したデータから生じる価値に着目し、顧客等の所在地国にPEを有しているとみなして、課税を行うことが提言されている。

(3) 電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収義務

租税条約上事業所得や使用料等の所得分類ごとに課税関係が規定されていることから、クラウドサービスの対価等の所得について、どのように分類し、課税を行うかが問題となる。この点について、利用者の所在国に源泉課税を認めて、クレジットカード会社等が決済額の一定割合に税金を課すということが提言されている。

(4) 海外事業者のB2C取引（企業と消費者の取引）に対する消費課税

海外から直接消費者にサービス提供が行われる電子商取引（B2C）の場合、間接税にかかわる消費課税ができないという問題が生じる。この点について、国境を超えるB2C電子取引に関して、外国事業者を顧客の所在地で登録させて消費税を徴収することが提言されている。

II. 日中における対応・今後の日中間取引について

OECDでは、さらに議論を継続し、上記のオプションについて、中立性や効率性等の観点から評価し、他の行動計画での検討も踏まえて、技術的により詳細な影響について検討することとしていると同時に、これらの提言を受け、OECDおよびG20メンバー各国は既に自国の税制の改正または見直しを実施しています。日本および中国における対応、そして日中間取引における注意点については、以下の通りとなっています。

(1) 日本における対応

日本では、本最終報告書の内容を踏まえ、平成27年度税制改正において、国境を越えた役務提供に対する消費税の課税について見直し、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引について消費税の課税対象とすることとしています。

これにより、2015年10月1日以降は、デジタルコンテンツの提供を行う者の住所が海外にあっても、提供を受ける者の住所が日本にある場合には、日本における消費税が課税されることになっています。

(2) 中国における対応

中国においては、行動計画1最終報告書の内容について、恒久的施設、無形資産とデータ使用の重要性について検討の可能性があるものとして、以下のようなコメントが出されています。

「中国は、14億人近い人口を有しており、多国籍企業が処理された情報を分析し、商業的価値のある情報に

転換することができる豊富なデータソースを提供している。これらの移転可能なデータには価値があり、関連者間で適正な価格を付すべきであると考えられる。また、大衆市場のデータと情報は、ビジネス上、重要な価値を有する情報であり、このような情報が中国法人により収集されたのであれば、関連する移転価格アレンジメントにおいて、源泉地国としての中国の課税権を考慮することが重要であり、このような根本的な原則は、電子経済のみに留まらず、その他の産業にも影響を及ぼすことが予想される。」

従って、今後中国においては、電子商取引について、よりフレキシブルなネクシス（課税的結びつき）による課税権、マーケットデータ等の無形資産について移転価格上のより高い価値認識について、税制改正がなされるものと考えられます。

一方で、海外事業者のB2C取引（企業と消費者の取引）に対する消費課税については、そもそも中国制度上、厳格な外貨管理制度、ウェブサイトにかかわるインターネットコンテンツプロバイダーの登録制度、サービス輸入に対する流通税課税の原則等の存在により、行動計画1において議論されている問題があまり発生していない状況から、直近での対応にかかわる議論はなされていないといえます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

以上の内容を踏まえ、今後の日中間取引においては、以下のような影響が予想されており、特に日中間を跨って関連ビジネスを行っている企業については、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものと考えられます。

① 日本における国境を越えた役務提供に対する消費税の課税

デジタルコンテンツ等を日本に提供している中国企業について、日本における消費税を負担することとなることから、税負担増が予想されます。この日本における消費税は中国において控除が認められないことから、純粋なコスト増となります。

② 今後予想される中国における税制改正

日本企業がインターネットサイト等を通じて中国から収益を得ている場合には、中国において、より幅広くPEを有するものとして企業所得課税がなされることが予想されます。

また、中国市場に基づく無形資産価値について、移転価格算定に対してより高い価値を有するものとして、関連企業間取引において中国現地法人により多くの利益が留保されるべきとの方向性が出されることが予想されます。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

Japan Desk BEIJING OFFICE

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)10 8429 8078

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

901 City champ Building

No.12 Tai Yang Gong Zhong Lu, Chao Yang District,
100028, Beijing, China

Tel. +86 (0)10 8429 8078

Fax. +86 (0)10 8429 8081

More informations on
www.mazars.cn